

市民活動団体の登録について(ご案内)

大牟田市では、市民活動の促進施策に取り組んでいます。その一つとして市民活動団体の登録制度を設けています。登録にあたっては、自主的・自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動(以下、市民活動という。)を行っている団体で、次の要件を満たしていることが必要です。
※共益的・互助的な活動や趣味的な活動を目的とする団体、自治組織などは除きます。

登録の要件

- (1) 市内に活動拠点を有し、主に市内において活動する特定非営利活動を行う法人その他の団体(法人格の有無は問いません)
- (2) 5人以上の構成員を有し、構成員の半数以上が大牟田市に居住または通勤・通学すること
- (3) 規約・会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること
- (4) 年間の事業計画があり、事業収支が明確であること
- (5) 宗教・政治活動を主たる目的としないこと
- (6) 暴力団員でないこと、または暴力団員もしくは暴力団の構成員の統制の下にない団体であること、暴力団員が構成員となっていないこと

登録の手順

- (1) 「大牟田市市民活動等多目的交流施設市民活動団体登録申請書」様式第6号(条例第9条関係)
- (2) 「構成員氏名等名簿」(上記 様式第6号の裏面)
- (3) 「令和7年度活動実績及び決算書」
- (4) 「令和8年度活動計画及び予算書」
- (5) 「会則または定款」
- (6) 「役員等名簿及び照会承諾書」

} 任意様式



©2016 大牟田市「ジャー坊」

◆申請にあたっては(1)～(6)の書類をそろえて、地域コミュニティ推進課市民協働担当に提出してください。

◆登録適否の決定まで1ヶ月程度かかります。結果は文書でお知らせしますが、登録決定前に申請された施設使用料については免除ができません。

登録団体のメリット

- (1) 市民活動のために「えるる」を使用するときは、使用料が免除されます
また、6ヵ月前から予約することができます（3ヵ月超～6ヵ月前の期間の予約については、えるる窓口での申込みに限ります）
- (2) 市のホームページや市民活動サポートセンター等で団体の情報発信ができます
- (3) 市民活動サポートセンターの優先使用ができます（予約もできます）
- (4) 市民活動サポートセンター内の団体ロッカー・メールボックスが使用できます
- (5) 市民活動団体向けの講座・交流会などの情報をお知らせします

市民活動サポートセンター（えるる 1F）

コピー機や印刷機、団体ロッカー・メールボックスを設置しています。市民活動やボランティア活動を行う市民の皆さんの交流やネットワークづくり、打合せや作業など、市民活動の拠点としてご利用ください。

1 団体ロッカーとメールボックス

団体の活動に必要な物品の保管、お知らせの受け取りなどに使用できます。

区分	使用料	備考
団体ロッカー	100円/月	使用日の前日までに手続きが必要です
メールボックス	50円/月	

2 コピー機（コイン投入式（領収証発行機能付）です）

サイズ	カラー	白黒	備考
A4・B4	50円/枚	10円/枚	※両替の対応は出来かねますので、小銭をご用意ください
A3	80円/枚	10円/枚	

3 印刷機（管理室で「印刷機使用申請書」記入し、料金を支払ってください）

区分	金額			
製版	原紙1枚につき50円			
片面印刷	用紙	10枚につき10円	用紙	10枚につき15円
	両面印刷	持込有		5枚につき10円

※片面印刷10枚未満は10枚、両面印刷5枚未満は5枚とみなします。

4 大型プリンター（管理室でお申し込みください。えるる職員が作業します）

紙の種類	カラー	白黒
普通紙	700円/1m（追加700円/m）	400円/1m（追加400円/m）
光沢紙	900円/1m（追加900円/m）	600円/1m（追加600円/m）

※市民活動サポートセンターについての問合せはえるる管理室へ（Tel 0944-52-5285）

登録についての問合せ及び連絡先

大牟田市市民協働部 地域コミュニティ推進課 市民協働担当（大牟田市役所1階）

Tel 0944-41-2614 / FAX 0944-88-8400

メール e-chiikics@city.omuta.fukuoka.jp